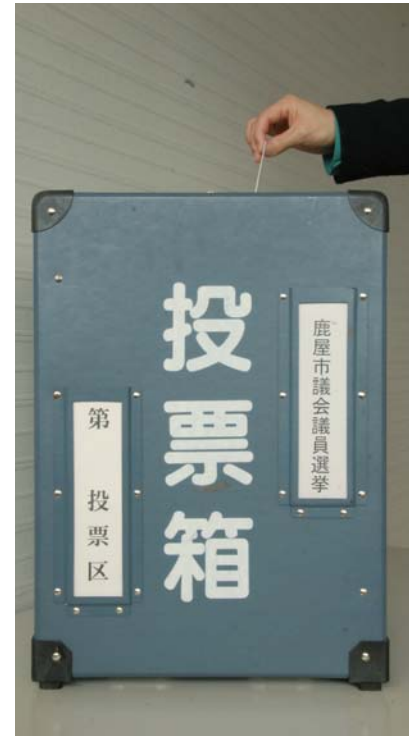


# 4月25日(日)は 鹿屋市議会議員選挙の投票日です

鹿屋市議会議員選挙が4月18日(日)に告示され、4月25日(日)に投開票が行われます。  
有権者の皆さんは、必ず投票しましょう。



## ■投票できる人

平成2年4月26日までに生まれた人で、平成22年1月17日以前に鹿屋市に転入届を出し、引き続き鹿屋市に住んでいる人。  
※鹿屋市を転出した人は、投票できません。

## ■期日前投票

投票日に出張や仕事、旅行などで投票できない人は、期日前投票所で期日前投票ができます。

### 期間

4月19日(月)～24日(土)

### 場所

市役所6階会議室・各総合支所

### 時間

午前8時30分～午後8時

※いずれの期日前投票所でも投票ができます。

## ■不在者投票

指定施設における不在者投票

県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホーム等の施設に入院や入所している人で、不在者投票事由に該当する人は、その施設で不在者投票をすることができます。

不在者投票を希望する人は、施設長へ請求してください。

滞在地における不在者投票  
出張や研修により市外に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票をすることができません。

不在者投票を希望する人は、市選挙管理委員会へ請求してください。

郵便等による投票  
重度の身体障害者で「郵

便投票証明書」の交付を受けている人は、郵便等による不在者投票ができます。投票日の4日前までに投票用紙を請求してください。  
なお、郵便等による投票は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳保持者で、その内容が一定の基準を満たしている人に限ります。

## ■投票日の投票

### 投票時間

午前7時～午後7時

### 投票所

選挙人名簿に登録された投票所でのみ投票できます。そのため、郵送された投票案内状で必ず投票所を確認してください。

### 投票方法

投票所に投票案内状を持参してください。

投票案内状は郵送しますが、投票日が近くなっても届いていない場合は、市選挙管理委員会事務局へ連絡してください。

万一、案内状を紛失しても投票できます。投票当日、投票所の係員に申し出てください。

## ■代理投票・点字投票

代理投票・点字投票は、投票所で係員に申し出てください。

また、郵便等による投票の代理記載もできますが、その場合、代理記載人となる人の届出も必要となりますので、市選挙管理委員会事務局へ問い合わせのうえ、手続きをしてください。

## ■開票

開票は、午後8時30分から鹿屋市体育館で行われます。

## 【問い合わせ】

市選挙管理委員会事務局  
☎0994-31-1142  
各総合支所地域振興課

